個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン

（行政機関等編）

令和４年１月
（令和８年10月一部改正）
個人情報保護委員会

5　個人情報等の取扱い

5－1　保有に関する制限

行政機関等においては、行政サービスの提供等のために個人情報を保有する必要がある一方で、不必要な個人情報の保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもある。そのため、法においては、行政機関等が個人情報を保有することができる場合について規定するとともに、個人情報を保有するときは利用目的を特定すること等を求めている。

行政機関等は、法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができる（法第 61 条第 1 項）。
事務又は業務については、行政機関等が事実上行っているというだけではなく、法令上の根拠が必要であり、行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」等を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれる。地方公共団体においては、地方自治法第 2 条第 2 項に規定する「地域における事務」もこれに含まれる。
なお、所掌事務又は業務の根拠となる法第 61 条第 1 項の「法令」には、条例が含まれるほか、規則等の地方公共団体が法令に基づき定める法規が含まれる。

また、同項の規定により、行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない。この際、行政機関等の恣意的な判断により利用目的の特定の程度を弱めることは許容されず、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断することができるものでなければならない。

さらに、同条第 2 項の規定により、行政機関等は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。そのため、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。

5－2　取得及び利用の際の遵守事項

行政機関等は、個人情報を適正に取得し、その利用目的の範囲内で取り扱わな

規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法第46条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければならない（7-1-8（開示請求に対する措置等）参照）。

7-2-7　事案の移送

行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報が法第85条第3項の規定（開示請求の事案の移送）により移送を受けた他の行政機関の長等において開示決定がされた開示に係るものであるとき、その他他の行政機関の長等において訂正決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長等と協議の上、当該他の行政機関の長等に対し、事案を移送することができる（法第96条第1項）（7-1-9（事案の移送）参照）。

移送を受けた行政機関の長等は、移送を受けた事案について訂正決定等をしなければならず、移送をした行政機関の長等が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長等がしたものとみなされる（同条第2項）。

また、移送を受けた行政機関の長等が訂正決定（法第93条第1項の決定をいう（7-2-6（訂正請求に対する措置等）参照）。以下同じ。）をしたときは、移送をした行政機関の長等は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない（法第96条第3項）。

7-2-8　保有個人情報の提供先への通知

行政機関の長等は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断した上で必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない（法第97条）。

7-3　利用停止

7-3-1　利用停止請求の主体

何人も、自己を本人とする一定の保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該

保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求を行うことができる。また、代理人による請求が認められている（法第 98 条第 1 項及び第 2 項）。

7 - 3 - 2　利用停止請求の対象となる保有個人情報

利用停止請求の対象となる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のうち、開示決定その他法令の規定により開示を受けたものに限られる（法第 90 条第 1 項及び第 98 条第 1 項）。

なお、「自己を本人とする保有個人情報」のうち法第 5 章第 4 節の規定が適用除外とされているもの等については、7-1-2（開示請求の対象となる保有個人情報）も参照のこと。

7 - 3 - 3　利用停止請求の期限

利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない（法第 98 条第 3 項）。

7 - 3 - 4　利用停止請求の手続

(1) 利用停止請求書

利用停止請求は、書面を提出して行わなければならない（法第 99 条第 1 項）（7-1-3（1）（開示請求書）参照）。

利用停止請求者は、次の事項を利用停止請求書に記載しなければならない（同項）。

① 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所（同項第 1 号）
② 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他保有個人情報を特定するに足りる事項（同項第 2 号）
③ 利用停止請求の趣旨及び理由（同項第 3 号）

これらの記載が欠けている場合には、そのままでは不適法な利用停止請求となり法第 101 条第 2 項の規定による利用停止をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、利用停止請求者に対し、欠けている事項について記載するよう法第 99 条第 3 項の規定に基づき補正を求めることとなる（7-3-4（3）（利用停止請

求書の補正）参照)。

(2) 本人確認

利用停止請求をする者は、利用停止請求を行うに当たって、政令で定めるところにより、利用停止請求者が本人であること（代理人による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない（法第 99 条第 2 項）（7-1-3（2）（本人確認）参照)。

(3) 利用停止請求書の補正

行政機関の長等は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる（法第 99 条第 3 項）（7-1-3（3）（開示請求書の補正）参照)。

なお、利用停止請求においては、補正の参考となる情報提供の努力義務（開示請求について、法第 77 条第 3 項参照）については規定していない点に留意が必要である。

7 - 3 - 5　利用停止義務

行政機関の長等は、利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない（法第 100 条)。

利用停止請求に理由があるかの判断は、当該請求に係る行政機関等の所掌事務等、保有個人情報の利用目的及び法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

なお、利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき（利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が勝るような場

合）には、行政機関の長等は利用停止をする義務を負わない（法第 100 条ただし書）。

利用停止をする旨の決定又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、各行政機関の長等は、同法第 5 条の規定に基づき、審査基準を策定し、各行政機関等のホームページにおいて公表する等の公にする措置を適切に講ずる必要がある（7-1-4（開示義務）参照）。

7 - 3 - 6　利用停止請求に対する措置等

行政機関の長等は、原則として利用停止請求があった日から 30 日以内（法第 99 条第 3 項の規定に基づき補正を求めた場合は、当該補正に要した日数は含まない。）に、利用停止を行う旨又は利用停止を行わない旨を決定し、利用停止請求者に対して、その旨を書面により通知しなければならない（法第 101 条及び第 102 条第 1 項）。

利用停止決定等の期限について、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合は 30 日以内に限り延長することができる（同条第 2 項）。

また、利用停止決定等に長期間を要すると認めるときは、法第 102 条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りるが、その場合は、30 日以内に、利用停止請求者に対し、次の事項を書面により通知しなければならない（法第 103 条）。

(1) 同条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する旨及びその理由（同条第 1 号）
(2) 利用停止決定等をする期限（同条第 2 号）

利用停止決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、各行政機関の長等は、同法第 8 条の規定に基づき処分の理由を示す必要がある。

また、各行政機関の長等は、利用停止決定等において、行政不服審査法第 82 条の規定に基づく教示（審査請求をすることができる旨等の教示）及び行政事件訴訟法第 46 条の規定に基づく教示（取消訴訟等の提起に関する事項の教示）をしなければならない（7-1-8（開示請求に対する措置等）参照）。